

○農林水産省令第二十四号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第六條第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二年六月十一日

農林水産大臣 山本 富雄

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号中「宮古港」の下に、「釜石港」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。